

有料職業紹介事業における手数料表・返戻金に関する規程

1. 手数料に関する事項（手数料表）

求人者から徴収する手数料については、下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

- 求人受理時の事務費用
 - 額：0 円
 - 詳細：手数料負担者は求人者とします。
- 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】
 - 区分：成功報酬
 - 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】
 - 当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% を上限とし、求人者との契約ごとに個別に定めた額（消費税別）とします。
 - 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】
 - 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% を上限とし、求人者との契約ごとに個別に定めた額（消費税別）とします。
 - 詳細：手数料負担者は求人者とします。
- 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付随サービス】
 - 区分：成功報酬
 - 金額：当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% を上限とし、求人者との契約ごとに個別に定めた額（消費税別）とします。
 - 詳細：手数料負担者は求人者とします。
- 求職者から徴収する手数料
 - 求職者からは手数料は一切徴収いたしません。

【紹介手数料の算定方法および定義】

- 適用区分
 - 常用雇用（期間の定めのない労働契約、または 4 ヶ月以上の有期労働契約）における成功報酬
- 理論年収の定義
 - 月次給与の 12 ヶ月分に加え、すべての諸手当および賞与を含みます。
 - ※但し、通勤交通費および残業代は除きます。
- 手数料の発生タイミング
 - 求職者が採用決定となり、入社意思を書面で示した時点で発生いたします。

2. 返戻金制度に関する事項（返戻金規程）

紹介により入社した人材が早期に退職または解雇となった場合の返戻ルール（返戻金制度）について、以下のとおり定めております。

【返戻金の発生条件と返還割合】

採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に自己都合により退職した場合、または企業の就業規則に基づき解雇された場

合、受領済みの紹介手数料の一部（または全額）を返還いたします。

- 入社後 1 ヶ月以内の退職および解雇：紹介手数料の **100%** を返還
- 入社後 3 ヶ月以内の退職および解雇：紹介手数料の **50%** を返還

【注意事項】

- 会社都合による退社の場合
 - 企業の都合による退職（会社都合退職）の場合は、上記返戻金制度の対象外（返還なし）となります。
- 返還金の精算方法
 - 対象者が退職または解雇に至った日の属する月の末日で締め、翌々月の第 2 営業日に指定口座へ返還いたします。